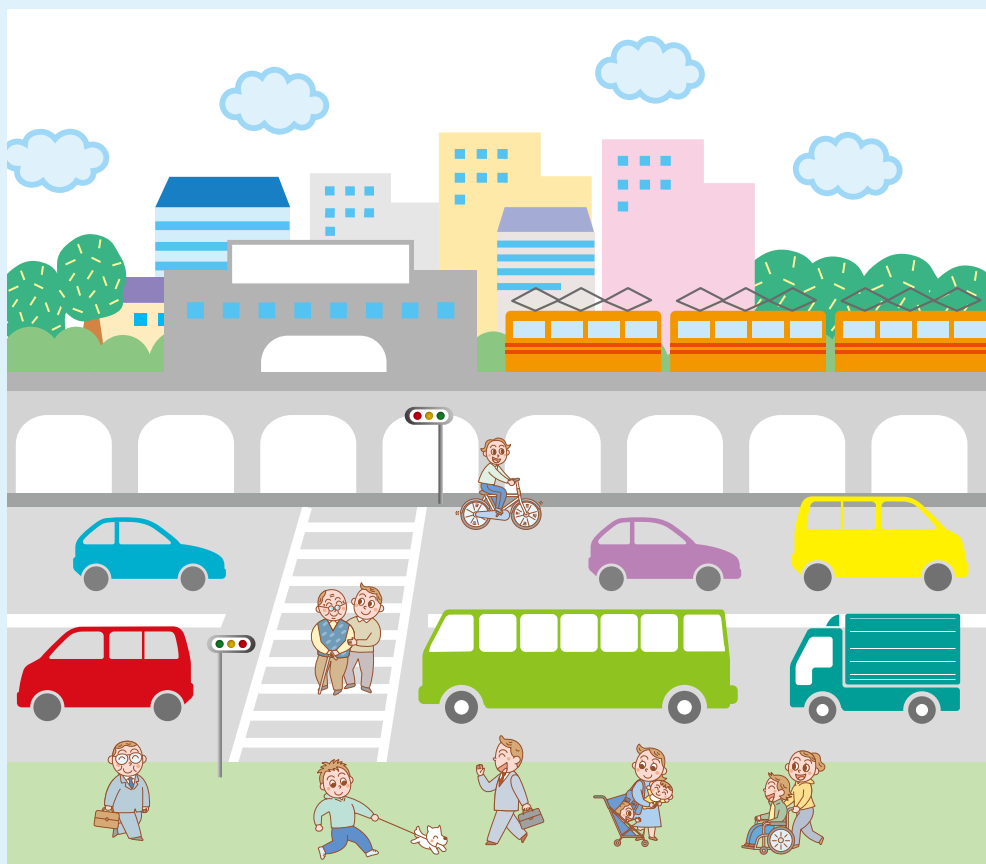


東京都福祉のまちづくり推進計画

(平成 26 年度～平成 30 年度)

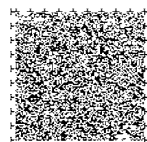
～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～

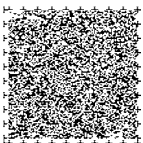


平成 26 年 3 月



東京都







「ユニバーサルデザインの先進都市東京」をめざして

東京都は、東京に集い生活するすべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを目指して、平成7年、東京都福祉のまちづくり条例を制定しました。また、平成10年1月には、東京における福祉のまちづくりを推進するための計画となる『ハートフル東京推進プラン』を策定しました。

さらに、高齢者や障害者をはじめ、子供、外国人、妊娠中の人や怪我をした人など、能力の違いや置かれた状況にかかわらず、すべての人がはじめてから利用可能なように都市や生活環境をデザインしていく、ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを推進していくことが必要であることから、平成21年4月、ユニバーサルデザインの理念に基づいた、新たな東京都福祉のまちづくり条例を施行しました。また、この条例に基づき、ハード・ソフト一体的な取組を一層推進するために、『東京都福祉のまちづくり推進計画』を策定しました。

この間、都内の多くの鉄道駅では、エレベーター等が整備され、駅の出入口からホームまで誰もが円滑に移動できるようになりました。まちにはノンステップ化した路線バスが多く見られるようになり、建築物、歩道、公園等では、段差解消や視覚障害者向けの誘導ブロックの設置なども大幅に進んできました。

今後は、こうしたハード面でのバリアフリー整備を着実に進めるとともに、施設・設備の適正な利用や思いやりの心の醸成、情報バリアフリーなどソフト面での取組も不可欠です。

このたび、社会環境の変化等に柔軟に対応していくとともに、継続的改善を図りながら各施策のレベルアップを行っていく必要があることから、平成30年度までを計画期間とした、新たな『東京都福祉のまちづくり推進計画』を策定しました。この計画は、『円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進』など、5つの基本的視点に立った様々な施策から構成するものです。

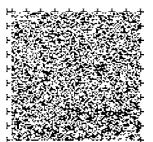
東京都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、都民や事業者の皆様、そして区市町村とともに、東京に暮らし東京を訪れるすべての人が、安全、安心、快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザイン先進都市の実現に向けて、一層の施策の充実に努めてまいります。

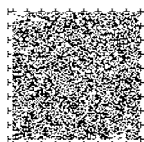
皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

平成26（2014）年3月

東京都知事

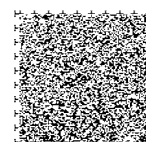
山田新也





目 次

第1章 福祉のまちづくりの経緯と現状	1
第1節 東京都における福祉のまちづくりの経緯	1
1 福祉のまちづくりへの取組	1
2 東京都福祉のまちづくり条例の改正	2
第2節 社会的な背景・状況等	3
1 社会の情勢	3
2 国の動向	6
第3節 都におけるバリアフリー化の進捗状況（各施設等における状況）	8
1 公共交通	8
2 建築物	9
3 道路、公園、交通安全対策等	11
4 面的なバリアフリー整備	13
5 情報提供、社会参加等	14
第4節 福祉のまちづくりに関する都民の意識について	16
第2章 福祉のまちづくりの総合的な推進	20
第1節 東京都福祉のまちづくり推進計画	20
1 計画策定の趣旨	20
2 計画の位置付けと計画期間	20
3 計画の内容、事業数	20
4 計画の進行管理	20
5 福祉のまちづくりの推進体制と役割	21
第2節 推進計画の目指すべき方向	23
第3節 福祉のまちづくりの施策の基本的視点	23
第4節 推進計画の基本的視点と取組の体系	25
I 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進	26
(1) 公共交通におけるバリアフリー化の推進	26
(2) 建築物におけるバリアフリー化の推進	30
(3) 道路・公園等におけるバリアフリー化の推進	36
(4) 面的なバリアフリー整備	40
(5) 駅前放置自転車対策	43
II 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備	44
III 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実	48
IV 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり	54
V 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援	57



第3章 福祉のまちづくりの分野別施策	63
第1節 推進計画の基本的視点と取組の体系〔再掲〕	63
第2節 具体的施策の体系	64
第3節 計画事業の展開	68
Ⅰ 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進	68
（1）公共交通におけるバリアフリー化の推進	68
（2）建築物におけるバリアフリー化の推進	70
（3）道路・公園等におけるバリアフリー化の推進	76
（4）面的なバリアフリー整備	83
（5）駅前放置自転車対策	85
Ⅱ 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備	85
（1）公共住宅の整備	85
（2）民間住宅の整備促進	88
Ⅲ 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実	90
（1）障害者・外国人等への情報提供体制の整備	90
（2）まちなかでの情報提供の充実	96
（3）ホームページによる情報提供の内容充実	97
Ⅳ 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり	98
（1）災害への備え及び対応	98
（2）日常生活における事故防止	101
Ⅴ 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援	102
（1）普及啓発の充実	102
（2）ユニバーサルデザイン教育の推進	105
（3）社会参加支援	106
（4）推進体制の整備	108
参考資料	109
東京都福祉のまちづくり条例	109

